



カンボジアにおける商標のライセンス 及びフランチャイズについて

1. はじめに

経済成長著しいカンボジアには多くの国際的フランチャイズが参入しており、主に飲食店セクター及び衣服分野における投資家の登場が注目を集めています。商標の観点から、投資家はライセンサーまたはフランチャイジーとして商標権者／ライセンサーとライセンス・フランチャイズ契約を締結することによって、カンボジアにおいて国際的な商品やサービスの商標を使用して営業を行うことが可能となりますが、カンボジアにおいて第三者による商標権・営業権の侵害から自己の権利を保護し、対抗するためには、2002年カンボジア商標、商号及び不正競争行為に関する法律（以下「商標法」）、2006年7月12日付のカンボジア商標、商号及び不正競争行為に関する法律の適用に関する政令第46号（以下「政令第46号」）及び2015年3月12日付けのライセンス契約およびフランチャイズ契約の登録に関する通知第0738号（以下「通知第0738号」）に基づいて商業省にライセンス・フランチャイズ契約を登録する必要があります。

2. 主たる法令内容とその変化

(1) ライセンス・フランチャイズ契約の登録条件・手続き

- ① 商標法においては、登録した商標に関するライセンス契約が第三者に対して効力を有するためには、カンボジア商業省の知的財産局（以下「DIPR」）にて登録する必要があるとされ、登録担当官は、当該登録及び商標番号、有効期間等の関連情報を公開する必要があるとされています（第52条）。商標法に基づくライセンス契約及びフランチャイズ契約の登録条件・手続きとして、以前は登録申請書と共に、ライセンス契約またはフランチャイズ契約の原本または認証済みの写し、商業省によって承認された翻訳機関によって正確性が確認された契約書のクメール語版、弁理士への委任状及び商標登録証明書等の写しを提出する必要がありました。
- ② ライセンス・フランチャイズ契約の登録の条件及び手続きは、DIPRの2020年1月13日付の

ライセンス契約およびフランチャイズ契約の登録に関する省令第036号（以下「省令第036号」）の制定によって大幅に変更されており、登録の対象となるライセンス及びフランチャイズの定義及び類型が明確化されたと共に、上述の条件に加え、登録の期限及びライセンス・フランチャイズ契約における必要条項や必要書類と必要情報等についての追加条件が設けられました。省令第036号は、カンボジアにおいて登録済み及び登録申請中の商標について適用され、さらにライセンス・フランチャイズ契約のみならず、サブライセンスおよびサブフランチャイズ契約の登録及び申請に対しても適用されます。

DIPRに対する登録の対象となる契約には、商標権者／ライセンサーとライセンサーの身分情報、登録番号または申請番号、分類、および商品／サービスの説明を含む商標の詳細情報の他、排他的、非排他的、単独、サブライセンス・サブフランチャイズ契約としてのライセンス・フランチャイズ契約類型の特定、ライセンスの期間、商品・サービスの効果・品質の審査条件、当事者の署名及び公証人・管轄機関による認証等が含まれている必要があります。また、登録の手続き及び必要書類につきましては、上記(1)に加え、正式費用の支払証明書、商標権者／ライセンサーのIDカードまたはパスポートのコピーと事業登録関連書類のコピー（自然人の場合）並びに商業登記関連書類（法人の場合）、及びライセンサーのIDカードまたはパスポートのコピーと事業登録関連書類のコピー（自然人の場合）並びに商業登記関連書類（法人の場合）を提出する必要がありますが、商標権者／ライセンサーとライセンサーがカンボジア国外に事業の拠点を有する場合は提出不要とされています。

(2) 登録の有効性と取得される権利

DIPRに対して登録が行われていない契約は、第三者に対して効力を有さないものとされています。契約登録の有効期間は、登録日から5年、ま

たは契約および商標登録の存続期間に基づいて5年未満となる場合がありますが、登録の期限が経過する日から5年ごとに上記の条件及び手続きに基づいて更新を申請することができます。

登録により、商標を使用する権利に加えて、ライセンスまたはフランチャイジーは、法律及び関連法令によって許可される限度で以下の権利を有するものとなります。

- ・ 侵害行為、侵害発生またはその他の違法行為を防止するために、裁判所または管轄当局に対して書面により仮処分決定または国境での救済措置を申請するとともに、裁判所による損害賠償及び解決策の決定を申請すること。
- ・ 商標権者／ライセンサーに対して商標権の侵害または不正競争行為に関して裁判所または管轄当局に訴えるよう要求し、商標権者／ライセンサーが拒否またはこれに失敗した場合は、ライセンスは直接裁判所に訴え、かつ契約に基づいて許可された権利の範囲内で直接管轄当局に対して措置を講じるよう要求することができること。
- ・ 商標権者／ライセンサーによって開始された商標権の侵害及び不正競争行為に対する訴訟に参加し、それらの行為によって直接損害を受けたことについて補償を要求することができること。

(3) カンボジア商標法に基づく類似の登録制度

省令第036号の発行に先立ち、DIPRは、カンボジア商標法上の商標について、商標、公正な競争及び消費者保護と脱税行為を防止するために、有効な独占的販売契約を通じたカンボジアにおける独占的商標を有する商品の輸入及び販売権（以下「独占的輸入販売権」）の登録の手順を最適化する目的で、2016年5月31日に独占的商標を有する輸入品の登録に関する省令第186号（以下「省令第186号」）を制定しました。省令第036号及び省令第186号はいずれもカンボジア商標法上の権利に関して、商標所有者から別の人／団体に権利を譲渡する行為に焦点を当てているという共通点があります。しかし、ライセンス・フランチャイズ契約の登録とは別に、省令第186号に基づく独占的輸入販売権の登録条件については、販売業者が法人である必要があるとされており、対象となる商標についてもカンボジアにおいて既に登録されている必要があるとされています。また、独占的輸入販売権の登録により、販売業者は、カンボジア王国で独占商標の付いた商品を輸入および販売す

る権利を取得し、省令第186号に基づく解決を求めて並行商品を輸入または販売するその他の業者に対して税関、管轄当局または裁判所に異議を申し立てる権利を保有することになります。ライセンスまたはフランチャイズ契約の登録との最も重要な違いは、独占的輸入販売権の登録により、登録販売業者が並行輸入に対して直接的措置を講じる権利を得るのに対し、ライセンスまたはフランチャイズ契約の登録では、侵害を防止する権利が付与されることにあります。そこで、独占的輸入販売権とライセンスまたはフランチャイズ契約の登録の選択は、関連する事業目的、経済環境要因、および商標権者と関係者の間の相互合意によって決定されるべきものといえます。

3. 終わりに

カンボジアでは、2002年から商標法が制定されていたものの、カンボジア国内の不正競争行為や違法な商標権侵害に対するメカニズムが不十分であったため、この度のライセンス・フランチャイズ契約の登録に関する新法令の制定は、カンボジアで活動している、または活動を検討しているすべての事業者にとって重要な制度の導入であると考えられます。



日本のODAにより建設された通称「つばさ橋」で、カンボジアの500リエル貨幣に日本国旗と共に紹介されている橋になります。

筆者紹介

永田有吾（ながた ゆうご）

2004年弁護士登録。2012年よりTMI総合法律事務所勤務で、2014年からカンボジア駐在。

業務範囲は、カンボジアに関連する投資やM&Aからカンボジア人配偶者との離婚まで含まれ幅広い。趣味は料理研究と過度な食べ歩き。